

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第5号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第6号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第7号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第8号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第10号 令和6年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第12号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旧月形町職員退職手当支給条例を廃止する条例の制定について
- 議案第20号 月形町第5次総合振興計画の策定について
- 議案第21号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 議案第22号 令和7年度月形町一般会計予算
- 議案第23号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第24号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計予算
- 議案第25号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算
- 議案第27号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計予算

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

- 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和7年第1回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会期中における会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

若 井 昭 二 議員

東 出 善 幸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から、去る2月21日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 大釜 登 議会運営委員会 松田順一委員長、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 松田 順一 議長の許可をいただきましたので、令和7年第1回定例会の運営について、去る2月21日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告いたします。

はじめに会期についてであります。本定例会に提案されている議案は、町の提案に係るものとして、令和6年度各会計補正予算、一般議案、令和7年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、令和7年度各会計予算及び予算関連議案、議会提案として、発議、意見案、会議案が予定されております。

これらを踏まえ、本定例会の会期は、本日4日から3月19日までの16日間とすることにいたしました。

次に、一般質問についてであります。3月13日の1日間を予定し、通告期限は3月5日の正午までとしております。

一般質問の質問回数は原則4回までですので、十分に守っていただきたいと思います。その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。

なお、執行方針に対する質疑は一般質問に含めて行います。

次に、議案等の審査要領についてであります。町長提案のうち、令和7年

令和 7 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 4 日）

度各会計予算 6 件及び予算関連議案 3 件の議案につきましては、一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

本日、予算特別委員会を開催し、正副委員長を選任、審査日程等の協議を行い、3 月 14 日から開催される予算特別委員会で、各課長等から説明を受け、質疑を行っていただくこととなりますが、日程については精力的に進めていただくことをお願いいたします。

なお、いつも申し上げていることですが、議員の質疑及び町側の答弁につきましては簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会において協議をした結果の報告といたします。

- 議長 大釜 登 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日 3 月 4 日から 3 月 19 日までの 16 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、会期については、本日 4 日から 3 月 19 日までの 16 日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程 3 番 諸般の報告

- 議長 大釜 登 日程 3 番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、まちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

- 議長 大釜 登 まちづくり常任委員会 東出善幸委員長、報告願います。

- まちづくり常任委員会委員長 東出 善幸 まちづくり常任委員会の令和 6 年度所管事務調査について、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

令和 6 年度のまちづくり常任委員会所管事務調査については、年度当初において調査事項の年間計画を策定し、総務課所管 2 件、企画振興課所管 3 件、住民課所管 1 件、保健福祉課所管 2 件、農林建設課所管 3 件、教育委員会所管 2 件及び町立病院所管 1 件の計 14 件の調査項目を調査しております。

所管事務調査の方法としては、担当課と調整のうえ、各調査項目の現状及び課題を説明してもらい、町としての今後の取り組みの推進や方向性の確認などを行い、常任委員会の中で質疑等を通して、各調査項目の把握に努めてまいりました。

今回、調査した項目の中で、特筆すべき調査事項について 3 点、私からの所

令和 7 年第 1 回月形町議会定例会 1 日目（3 月 4 日）

見をご報告いたします。

最初に、企画振興課所管事務の町民保養センター等改修事業についての調査であります。令和 5 年度に引き続き現地で計画どおりに改修が進んでいるかを調査しました。結果、計画どおり改修が進み、9 月にリニューアルオープンされました。今後は道の駅エリアの現状について、調査したいと考えております。

次に、中央バス月形線代替交通についての調査であります。中央バス月形線の撤退により、令和 7 年 4 月からアオヤナギ観光バスが定期運行する予定となっています。町民は買い物や通院、通学など、生活する上で重要な路線であります。運行後は、町民にとって更なる利便性が良くなるよう、利用者や事業者から要望や意見を聞いてまいります。

最後に、総務課所管事務のスマートフォン普及拡大支援事業についての調査であります。スマートフォンを保有しない 65 歳以上の高齢者が、スマートフォンを新たに取得した場合、1 世帯につき 3 万 5,000 円の月形商工会商品券を贈呈する事業であります。交付実績等は調査報告書に記載しております。スマートフォンを持たないという高齢者もあり、I P 端末終了後の情報発信や情報収集について検討していかなければならないと思います。

調査内容及び結果については、配付済みの報告書に記載のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、まちづくり常任委員会所管事務調査の報告といたします。

○ 議長 大釜 登 以上をもって、まちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

○ 議長 大釜 登 次に、行政視察報告がありますので、報告を求めます。松田順一議員、報告願います。

○ 議員 松田 順一 それでは、お手元にあります月形町議会道内行政視察報告書について、議会を代表して報告させていただきます。

さて、令和 5 年 4 月に行われた月形町議会議員選挙では、立候補者がすべて 50 歳以上の男性であり、さらに定数 8 名に対して 1 名の欠員が発生する無投票選挙でした。そして、令和 6 年の 9 月の再選挙において定員は充足されましたが無投票で、議員のなり手不足という課題が顕著になっています。

月形町議会では、議会活性化の取り組みを通じて、成功を収めている野付郡別海町と十勝郡浦幌町に、昨年 11 月 5 日、6 日に視察研修して参りました。

はじめに、別海町議会での議会活性化の経緯と取り組みについては、町民が議会活動に関心を持っていないことへの危機感や若い世代の議員が少なく、なり手不足の状況を契機に議会活性化に取り組まれました。

平成 28 年には第 1 期別海町議会活性化計画を策定し、議会報告会の回数の

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

増加や、新たに議会モニター制度が導入されました。

令和元年度の第2期別海町議会活性化計画では、議会のあり方を明確にする議会基本条例の策定と委員会の調査力及び政策力の向上を重点目標として、専門的な知見を持つ大学教授や研究者の助言をいただく議会サポーター制度を導入しました。また、一般質問会議を通じて全議員が質問内容を相互に助言し合い、行政に対して具体的かつ効果的な提案ができるようになりました。また、議会運営の効率化と情報共有の強化のため、タブレット端末とLINEWORKSが導入されました。そして、予算決算審査特別委員会を通年で設置することで、予算と決算の連動性を確かめられるようになったとのことでした。

令和5年度の第3期別海町議会活性化計画では、情報発信の強化、ICT化計画の策定、委員会編成見直し、政策提言サイクル確立など重点計画に挙げられています。

令和6年度3月には議員定数調査特別委員会を設置し、定数報酬活性化対策などを協議しているとのことでした。また、若手議員の中からは「頑張るほど仕事に際限なく増えていく。町民をどのように巻き込み、町を良くしていけるかが課題だ」という意見がありました。

次に、浦幌町議会の議会活性化の経緯と取り組みは、平成22年に町民2名から議員定数や報酬の削減に対する陳情が提出されたことを契機に、改選後の平成23年から議会活性化への機運が高まったとのことでした。平成23年から27年の第1次議会の活性化では、議長が議会運営委員会に政策立案、議会運営、定数、報酬、町民に開かれた議会など7項目を諮問し、検討項目として55項目を設定されました。また、制度として明文化するために、平成23年12月の定例会で議会基本条例が可決されました。

平成26年3月には議員の定数条例を13人から11人に削減しましたが、この後の選挙で欠員が生じたとのことでした。この欠員を踏まえ、平成27年から平成31年の第2次議会の活性化として、議員のなり手不足の検討、議会による町民アンケート調査、チーム議会の発足、一般会議の開催、議員報酬の改定などが実施されました。結果、平成31年の改選では25歳の若手が1名当選し、令和5年の改選では20代から30代の女性が3名当選するなど、世代交代が進んだとのことでした。

このように、若手や女性の議員が増えている理由として、現役世代が議員に立候補する際の課題として、「費用面を含めて選挙に対応できるか」と「報酬が低いと兼業せざるを得ないが、その形がとれるか」が立候補の課題になっているとの指摘がありました。こうした課題に対応するため、議会事務局の指導により、「議会議員とは何か」を学ぶ講座が6回ほど開催されたとのことでした。また、女性議員として活動するための産休制度の存在やオンライン会議に

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

参加できる仕組みがあり、実際に産休中の女性議員が所管事務調査にオンラインで参加し、質問する場面もあったとのこと。

研修を終え、この度の別海町・浦幌町の視察を通じて、議会活性化の取り組み制度についても具体的な説明を受け、月形町議会においても、若手や女性議員の参画を促す施策を積極的に進める必要があると感じました。別海町・浦幌町で得た知見を活かし、議会の活性化に向けた取り組みを実践していきたいと考えます。早速ですが、12月には議会事務局の協力によりスマートフォンでLINEWORKSを導入し、情報共有やスケジュール管理などで議会運営の効率化が進みつつあります。最後に視察を受け入れてくださった別海町・浦幌町の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

以上、道内行政視察報告といたします。

- 議長 大釜 登 以上をもって、行政視察報告といたします。
- 議長 大釜 登 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 大釜 登 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。
- 議長 大釜 登 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第5号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）

- 議長 大釜 登 日程5番 議案第5号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書3ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第5号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。まず、第1条でございますが、補正予算第7号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,563万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから7ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算につきましては、年度末にあたり、事務事業費の確定や執行見込み額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算整理であります。ふるさと納税の寄付金の増加に伴う返礼品代、基金の積立金、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金なども計上をいたしております。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

それでは、事項別に主なものについて、ご説明をいたします。48ページをお開きください。最初に歳出でございます。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費、補正額178万5,000円の減額でございます。主に議員活動経費の行政視察研修を道外の予算計上から道内に変更したこと、常任委員会の政務調査の中止、議会だよりの印刷製本費単価減等による減額でございます。

次に、50ページをお開きください。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額183万5,000円の減額でございます。説明欄の記載のとおりでございます。

続きまして、2目 職員給与費、補正額882万4,000円の減額でございます。説明欄でございますが、主に職員共済組合費負担金及び追加費用負担金の減額、職員退職手当組合の負担金率が当初見込みを下回ったことによるものが主な要因でございます。

次に、52ページをお開きください。3目 企画費、補正額1億8,478万6,000円の増額であります。説明欄でございますが、ふるさと納税の推進事業の寄付額増によりまして、ふるさと納税の納付金記念品が9,281万4,000円の増額、ふるさと納税の積立金9,946万6,000円の増額、地域公共交通対策事業につきましては、主に物価高騰対応重点支援助地方交付金事業、旅客自動車運送事業継続支援金交付事業としまして、200万円の増額、鉄道跡地整備事業に係る鉄道敷地測量等業務458万7,000円の減額、JR施設の撤去工事697万2,000円の減額が主な内容でございます。

次に、54ページをお開きください。4目 情報推進費、補正額857万7,000円の減額、説明欄でございますが、地域情報通信基盤整備事業につきましては、主にスマートフォンの拡大奨励金といたしまして、予算を計上しておりましたけれども実績の減によりまして、391万4,000円の減額でございます。それから、札比内局舎の空調及びヒーターの更新額の減額、IP端末機にかかる引込線の工事費の減額によるものでございます。

5目 広報広聴費、補正額703万6,000円の減額、説明欄でございますが、ホームページのシステム更新事業の執行減によるものでございます。

次に、6目 財政管理費から7目の会計管理費、8目の財産管理費、翌ページですけども、9目の交通安全費などにつきましては、それぞれ補正額は議案書の記載のとおりでございます。

56ページでございますが、2項 徴税费 1目 税務総務費 2目の賦課徴収費につきましても、それぞれ補正額は議案書に記載のとおりでございます。

次に、58ページをお開きください。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費、補正額58万円の減額、説明欄の記載のとおりでございます。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

続きまして、4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費、続きまして、2目 町長選挙及び町議会議員補欠選挙費、それから、3目 衆議院議員総選挙費につきましては、それぞれ補正額は議案書の記載のとおりでございます。

次に、60ページをお開きいただきまして、5項 統計調査費 1目 統計調査費、財源振り替えでございます。

6項 監査委員費 1目 監査委員費、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、62ページをお開きいただきまして、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額1,903万9,000円の減額でございます。説明欄でございますが、減額の主なものにつきましては、障害者自立支援等給付事業扶助費の1,088万2,000円の減額、障害者サービス費の減額でございます。内容につきましては、利用者の入院一般通所への移行、死亡転出等によるものでございます。

次に、説明欄の下段の方になりますけれども、物価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業479万3,000円の減額、それから、65ページになりますけれども、定額減税補足給付金給付事業205万1,000円の減額、新たな住民税均等割のみの課税世帯重点支援臨時給付金給付事業309万1,000円の減額、それぞれ実績の減額でございます。

また、物価高騰対応重点支援地方交付金事業といたしまして、医療・福祉施設物価高騰支援事業費に340万8,000円の増額です。

内容につきましては、定員のある事業所15か所を546人の見込みでございますが、1人当たり6,000円、それから、定員のない事業所1施設につき1万2,000円を助成するものでございます。

続きまして、64ページでございますが、2目 老人福祉費、補正額3,034万1,000円の減額でございます。説明欄でございますが、老人福祉施設入所事業の措置費につきまして、退所等に伴う減額でございます。

続きまして、66ページをお開きいただきまして、3目 国民年金費、補正額2万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額747万円の増額、説明欄でございますが、増額の主な内容につきまして、認定子ども園運営経費でございます。保育士の処遇改善が主な改定の内容となっておりまして、公定価格の9%の増額による運営経費の増額が主な内容となっております。

次に、68ページをお開きください。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額332万8,000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2目 予防費、補正額583万4,000円の減額でございま

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

す。減額の主な内容ですが、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種業務の減額でありまして、590人を見込んでいたところを205人の実績によるものでございます。

次に、70ページをお開きください。3目 環境衛生費 4目 医療給付費 5目 保健センター費までにつきましては、議案書の記載のとおりでございます。

続きまして、2項 清掃費 1目 清掃総務費、154万円の減額でございます。説明欄でございますけども、合併処理浄化槽設置整備事業につきまして、予算よりも実績が下回ったことによる152万5,000円の減額が主な内容でございます。2目 塵芥処理費、補正額245万9,000円の減額でございます。説明欄記載のとおりの内容でございます。

続きまして、74ページをお開きください。5款 労働費 1項 労働諸費 1目 労働諸費、補正額9万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、76ページをお開きください。6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費、補正額80万7,000円の減額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2目 農業振興費、補正額2,748万7,000円の減額です。説明欄でございますが、中山間地域等直接支払交付金事業につきまして、主に中山間地域等直接支払交付金の予定をしておりました事業の取り組みがなくなったことによりまして、555万3,000円を減額をするものでございます。

続きまして、新規就農対策事業といたしまして、地域おこし協力隊活動報償費について、1組2名分537万6,000円を減額するものでございます。同じく招致促進事業補助金の実績の減によりまして、340万円の減額、地域おこし協力隊起業等支援事業補助金の実績の減によりまして、400万円を減額するものでございます。

続きまして、79ページの説明欄になりますけども、環境保全型農業直接支払交付金事業につきまして、堆肥緑肥等の取り組みの面積が減少したことによりまして、211万6,000円の減額でございます。

続きまして、新規就農者育成総合対策事業費につきまして、新規就農支援見込みが1組2名分の実績の減によりまして、225万円の減額でございます。

続きまして、4目 農地費、補正額1,044万4,000円の減額でございます。説明欄でございますが、農地事務経費につきまして、会計年度任用職員の勤務内容の変更によりまして、人件費の減額、徳富ダム地区基幹水利施設管理事業負担金の減額によりまして、386万9,000円の減額でございます。それから、月形地区基幹水利施設管理事業の補助金につきまして、月形揚

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

水機場の省エネ及びコスト削減の取り組みにおける改良区への補助金といたしまして、エネルギー価格の高騰分の7割相当分283万8,000円を補助金の増額と計上してございます。

次に、80ページをお開きください。2項 林業費 1目 林業振興費、補正額146万8,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

次に、82ページをお開きいただきまして、7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額1,388万2,000円の増額でございます。説明欄でございますが、物価高騰対策地域振興商品券事業といたしまして、町民1人当たり6,000円の商品券を交付するものとしたしまして、1,820万3,000円の増額が主な内容でございます。

続きまして、2目 観光費、補正額824万8,000円の減額でございます。説明欄でございますが、観光振興事業につきまして、つきがたイベント実行委員会の事業内容の変更によりまして、負担金220万円の減額でございます。地域おこし協力隊事業を2名の採用予定でございましたが、1名の採用となりまして、1名は年度途中での退職による減額ということになってございます。

続きまして、3目 ふるさと公園費、補正額2,145万9,000円の減額、説明欄でございますが、主にふるさと公園整備事業の保養センターの改修工事、それから、駐車場の整備工事費の減額が主な減の要因となってございます。それから、85ページの説明欄になりますけども、ふるさと公園活性化事業につきましては、地域おこし協力隊花のにぎわい担当が1名につきまして、年度途中の退任により減額となってございます。

次に、86ページをお開きください。8款 土木費 1項 土木管理費 1目 土木総務費、補正額9,000円の減額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2項 道路橋梁費 1目 道路維持費、それから、3目橋梁維持費までは議案書の記載のとおりでございます。

続きまして、4目 除雪対策費、補正額1,658万1,000円の減額、説明欄でございますが、除雪対策経費につきまして、1月時点での除雪の稼働時間と見込みをさせていただきまして、377万3,000円の増額補正をさせていただきます。それから、除雪車の購入経費につきましては、入札の執行残ということでございます。

続きまして、3項 河川費 1目 河川総務費、補正額4万3,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。4項 住宅費 1目 住宅管理費、補正額1,081万5,000円の減額でございます。説明欄でございますが、定住化促進事業といたしまして、月形町民間賃貸住宅等建設補助金の実績がな

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

かったため、減額をいたします。また、安心住宅補助金につきましては、申請件数の見込みの減によりまして、483万4,000円を減額をさせていただくものでございます。

次に、89ページの説明欄でございます。建設工事の発注事務経費につきまして、見積もりの徴取結果による減額262万9,000円の減額となっております。

続きまして、90ページをお開きください。9款 消防費 1項 消防費 1目 消防費、補正額1,198万8,000円の減額でございます。説明欄でございますが、岩見沢地区消防事務組合の負担金の減でございます。岩見沢地区消防事務組合負担金の本部費、指令センターの機器購入事業の負担金分が500万円の減額、その他月形支署職員の手当、共済費、それから、消防団報酬等の減額でございます。

続きまして、2目 防災費、補正額56万5,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

次に、92ページをお開きください。10款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費、補正額10万6,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3目 教育振興費、補正額1,194万5,000円の減額でございます。説明欄でございますが、学校教育振興事業の減額の主なものとしたしまして、会計年度任用職員人件費の減額内容としたしましては、中学校の時間講師2名を予定しておりましたけども、1名になったこと、また、英語講師の時間について、50時間の減というものが主な内容となっております。それから、高校教育振興事業につきまして、入学進学奨励事業及び海外派遣事業の実績の減によるものでございます。

次に、95ページの説明欄でございますが、小中学校情報機器整備事業につきましては、教員用のパソコンの仕様の見直しによります減額が主な内容となっております。

続きまして、2項 小学校費 1目 学校管理費、補正額19万9,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3項 中学校費 1目 学校管理費、補正額28万8,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、4項 社会教育費 1目 社会教育総務費、補正額244万2,000円の減額でございますが、説明欄記載のとおりでございます。それから、97ページの説明欄でございますけども、少年教育事業につきまして、児童生徒海外派遣申請につきまして、現在までの実績がない現状によりまして、見込み額を見直したことによる減額ということになってございます。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

続きまして、2目 社会教育施設費、補正額162万9,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、5項 保健体育費 1目 保健体育総務費 2目 体育施設費、3目 学校給食費につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、100ページをお開きください。12款 公債費 1項 公債費 1目 元金、補正額13万5,000円の増額、臨時財政対策債の償還方式の変更によります増額でございます。

続きまして、2目 利子、補正額6万6,000円、利率の見直しによる増額ということになってございます。

続きまして、8ページに戻っていただきまして、補正予算第2条 継続費の補正でございますが、第2表 継続費の補正といたしまして、町民保養センター等整備事業の減額をするものであります。

続きまして、9ページをお開きください。補正予算第3条 繰越明許費の補正でございます。年度内に予算執行の終わらない見込みの事業でありまして、翌年度に繰り越しして使用できる経費として、歳入歳出予算の補正で説明を申し上げました第3表 繰越明許費補正の4事業を追加するものであります。一番上段及び二段目の住民税非課税世帯等重点支援臨時給付金給付及びこども加算臨時給付金給付事業につきまして、補正予算第6号で措置されたものでございまして、全体事業費の概ね2割に当たる額を繰り越しをいたします。三段目の母子保健事業につきまして、本補正予算第7号で提案をいたしました事業費全額を繰り越しをいたします。それから、一番下の物価高騰対策地域振興商品券事業につきまして、本補正予算第7号で提案をいたしました事業費全額を繰り越しをいたします。

続きまして、補正予算第4条 債務負担行為補正であります。第4表 債務負担行為の補正のとおり、11件の業務等の追加、1件の廃止をするものでございます。

続きまして、10ページから11ページにかけまして、補正予算第5条 地方債の補正につきまして、第5表 地方債補正のとおり、10件の限度額を変更するものでございます。

18ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。18ページでございますが、1款 町税 1項 町民税 1目 個人の町民税でございます。補正額378万9,000円の増額、説明欄記載のとおりでございますが、普通徴収につきましては、不動産所得及び一時所得の減額が見込まれまして、246万4,000円の減額、それから、特別徴収の対象者の増によりまして、483万8,000円の増額でございます。

次に、2目 法人、補正額35万2,000円の増額でございます。2項

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

固定資産税 1目 固定資産税、補正額164万8,000円の増額、償却資産の増額でございます。3項 軽自動車税 1目 環境性能割、補正額16万円の減額、2目 種別割、補正額40万1,000円の減額、4項 町たばこ税 1目 町たばこ税、補正額153万1,000円の減額。

続きまして、5項 入湯税 1目 入湯税、100万5,000円の増額でございます。

次に、20ページをお開きください。2款 地方譲与税 3項 森林環境譲与税 1目 森林環境譲与税、補正額49万4,000円の増額でございます。

次に、22ページになります。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額1億4,553万6,000円の増額でございます。これにつきましては、交付決定額により増額をさせていただくものでございます。

次に、24ページでございます。11款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金 1目 交通安全対策特別交付金、補正額49万3,000円の減額でございます。

次に、26ページでございます。12款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目 民生費負担金、補正額141万6,000円の減額でございます。

続きまして、2目 衛生費負担金、補正額13万6,000円の減額。

続きまして、3目 農林水産業費負担金、補正額282万3,000円の減額でございます。

次に、28ページでございます。13款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 総務使用料から7目の農林水産使用料まで、続きまして、2項 手数料 1目 総務手数料から5目 教育手数料まで、議案書記載のとおりでございます。

次に、30ページをお開きください。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金、補正額31万7,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。2目 衛生費国庫負担金、補正額301万6,000円の減額、説明欄でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種確保事業助成金373万7,000円の減額が主な内容となっております。

続きまして、2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額458万1,000円の増額、説明欄でございますが、デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、一部予定事業の中止による減額でございます。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の推奨事業メニューに係る事業1,616万7,000円の増額でございます。

続きまして、2目 民生費国庫補助金、補正額122万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。3目 衛生費国庫補助金、141万7,000円の

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

増額、説明欄記載のとおりでございます。4目 教育費国庫補助金、補正額6万5,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3項 委託金 1目 総務費委託金から3目 土木費委託金まで議案書記載のとおりでございます。

次に、32ページをお開きください。15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金、補正額503万8,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。2目 衛生費道負担金、補正額120万8,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。2項 道補助金 1目 総務費道補助金、補正額1万5,000の増額、説明欄記載のとおりでございます。2目 民生費道補助金、補正額172万円の増額、説明欄記載のとおりでございます。3目 衛生費道補助金、補正額17万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。4目 農林水産業費道補助金、補正額788万円の減額でございます。説明欄でございますが、農業費補助金、中山間地域等直接支払交付金の加算措置取り組みの減によりまして、419万円の減額、新規就農者育成総合対策事業補助金の対象者がなかったことによります補助金の減額でございます。

続きまして、5目 商工費道補助金から7目 消防費道補助金までは、議案書記載のとおりでございます。

次に、34ページをお開きください。3項 委託金 1目 総務費委託金及び3目 土木費委託金につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、36ページでございます。16款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入、2目 利子及び配当金については、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入については、議案書記載のとおりでございます。

次に、38ページをお開きください。17款 寄附金 1項 寄附金 1目 一般寄附金、補正額234万円の増額でございます。

次に、2目 総務費寄附金、説明欄記載のとおりでございますが、ふるさと納税寄付金の見込み、それから企業版のふるさと納税の寄付金の見込み合わせて、1億9,070万円、それから、企業版ふるさと納税の寄付金が100万円の増額の内容でございます。

続きまして、3目 民生費寄附金、補正額1万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

次に、40ページをお開きください。18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、それから、9目の森林環境譲与税基金繰入金まで議案書記載のとおりでありまして、すべて減額でございます。基金の関連事業

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

費の減額、また、一般会計全体の財源調整による減額の補正でございます。

次に、42ページをお開きください。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額5,162万4,000円の増額、この補正によりまして、令和5年度の繰越金5,162万4,000円を全額予算化するものでございます。

次に、44ページをお開きください。20款 諸収入 5項 雑入 4目 給食事業費収入でございます。補正額7万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、5目 雑入、補正額27万3,000円の減額でございます。説明欄でございますが、職員退職手当組合負担金精算還付金精算確定による減額、それから、月形町地域公共交通活性化協議会事業負担金につきまして、月形浦臼線につきましては、令和6年度国庫補助金の対象路線とならなかったことによりまして、減額となっております。

次に、46ページでございます。21款 町債 1項 町債 1目 総務債、それから、8目教育債まで、議案書記載のとおりでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 まず、歳出なのですけれども、55ページの2款 総務費 5目 広報広聴費なのですけれども、ホームページシステム更新事業を739万9,000円減額になっているのですが、こちらはホームページシステム更新事業を中止されたということでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 鈴木 暢 結論から言いますと、ホームページの更新は現在更新中でありまして、新しいホームページにつきましては、あさって3月6日から公開する予定となっております。内容としましては、現在のホームページはスマートフォンに未対応であり、住民サービスの向上を目指して再構築を行っており、合わせてAI技術及びICT技術の導入により、職員の業務効率化を図るために、ホームページを更新することを考えましたが、国の補助を受けるためには、要件としてAIのチャットボットのみを補助対象とすることになり、令和6年度から縮小されました。令和5年度につきましては、ホームページ改修についてすべての財源を充当していたのですけれども、国の予算が足りないということで、AIチャットボットのための補助となったため、ホームページからはAIチャットボットの機能を取り除いた形で更新としておりま

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

す。

また、町の公式LINEの方ではAIチャットボットが備わっておりますので、ホームページから町公式LINEの方に誘導をする形でAIチャットボットは対応できるかということで、また、両方にAIチャットボットを付けますと、重複管理という形になってしまいますので、その部分は避けたいということで、ホームページからはAIチャット部分を取り除いております。

歳入の方で、国庫補助でデジタル田園都市国家構想交付金1,135万6,000円減額しておりますが、ホームページに係る部分については、ほぼホームページの部分ということで、1,072万1,000円減額、歳入が1,072万1,000円の減額、歳出が739万9,000円の減額ということで、こちらの方が有利だということで判断しまして、このようなホームページの改修をさせていただきました。以上です。

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 分かりました。それから、歳入の方なのですけれども、18ページの1款 町税 5項 入湯税 1目 入湯税のところですが、補正前160万円に対して補正額が約100万円増えたということなのですが、こちらが想定していたよりも温泉に入る方が増えたということなのでしょうか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 村瀬 潤一 入湯税の関係につきまして、保養センターが改修工事のため休館しております、通年営業していなかったところもあります。そういった中での推計となっております。こちらについては、振興公社と特に調整をしておらず、税の実績の方から推計しておりますので、このような差が出たということで過去の推計値よりも大幅に上回ったということで今回増額となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 分かりました。最後に1点ですが、22ページの地方交付税、10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税の普通交付税、1億4,500万円あまり増額ということなのですが、こちらの増額していただいた理由や内容など、簡略でいいのでわかりましたらご説明いただけますでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 例年、この時期に地方交付税の決定額の通知が来るのですが、最終的な決定通知が1月かと思えますけれども、これで額の確定をされたということで、この1億4,500万円超の数字については、今回通知でもって改めて計上させていただいたということで、例年この時期に増額の

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

補正をさせていただくということになってございます。以上です。

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 ということは特段、何か物価高騰や社会情勢の変化といったものがあって、この額になったということではないということでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 地方交付税につきましては、基準財政収入額、それから基準財政需要額、今議員がおっしゃるとおり、物価高騰相当分、それから賃金費の高騰分も加味されてこの交付決定額ということになってございます。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 滝口 伸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 それでは、55ページなのですが、55ページの上の方において途中で補正がなかったと思います。鉄道敷地測量等業務につきまして、予算額に対して458万円の減額補正があり、予算の段階では民間譲渡のための測量だと言われていたのですが、どういう状況でこのような金額になったのでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 鈴木 暢 当初、月形の民間譲渡について、議員がおっしゃるとおり、民間譲渡のための測量ということで、月形の端と端と言いますか、2か所の予定を約900万円で予定しておりましたが、一括発注することによって経費が抑えられたのと、測量の予定地も若干減ったことによる減額となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 経費が抑えられたことと、それと数が若干減ったということで、この半減したということで理解します。同じページなのですが、真ん中の情報推進費のところで、スマートフォンの普及拡大奨励につきまして、これも途中で補正はなかったと思うのですが、予算段階より半分減っている部分で、これは実績の減という副町長からの説明があったのですが、もう少し詳しく、例えば事業の内容が変更になったとか、予定していた事業をやめたとか、そういうことで減ったのか、内容についてももう少し詳しく教えてください。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 この事業につきましては、スマートフォンの高齢者への購入支援とIP告知端末機の取り外しに対する協力の支援ということで、町内の商品券を交付する事業となっておりますが、当初の見込みよりもス

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

スマートフォンの事業につきましては、予定としては200件程度予算を見込んでおりましたが、現状の実績としては90件程度、それとIP告知端末機の改修事業につきましては、大体予定どおりの件数を見込んでおりますが、今回はスマートフォンの購入補助に対する実績が少し少なかったということで、今回減額させていただきました。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 予定よりもスマートフォンの普及の方が少なかったということで、町から情報を得るために必要な器具なので、予算のところでは話になると思うのですが、了解しました。

次に、69ページになります。予防費のコロナワクチンの接種費用につきまして、9月の補正で出てきて、それで先ほどの説明で590人を予定していたのが205人になったということで減額されましたというお話だったのですが、9月の段階でワクチンの質問をされた方がいて、種類についてはわからないということであったり、インフルエンザと同様の周知の仕方になりますよというのがあったのですが、全国的に減っている部分は希望者が減っている部分はあるのですが、月形でも、どのような理由で減っているかというのはどのように捉えているのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 渡辺 泰子 月形町でもコロナワクチンの接種はかなり減っているなという印象がございます。ただ、理由として直接調査などはしていないので、あくまで推測にはなりますけれども、やはり副反応が多いということで、もうこれ以上はよいかなと考える方が増えたことと、ちまたにいろいろなワクチンに関するよくないうわさなども広まっていまして、そういうことを考えて、接種するよりかかってしまっても仕方がないかなというような印象があったかと思います。また、コロナに感染しても、症状があまり重篤でない方が増えてきたということも原因の一つかなと思っております。以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 全国的な理由と似たような感じということで、了解しました。続きまして、87ページなのですが、下の住宅管理費の部分の安心住宅について、先ほど副町長の説明から、安心住宅に関しては見込みの減ということで483万円減額になりましたという説明だったのですが、これは危険家屋の除去の補助だと思うので、予算段階で60万円の限度として18件を予定して予算は立てられたと思うのですが、大体半分ぐらいが減額補正ということで、わかる範囲でよいのですが月形町内の危険家屋、近々に少し対策した方がよいかなという危険家屋について件数がわかれば教えてください。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時08分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時10分再開）

○ 議長 大釜 登 総務課長。

○ 総務課長 加藤 弘光 現在、危険家屋という形ではないのですが、町内の空き家ということで、件数的には133件、令和6年の12月末でこちらとしては把握しております。その中に危険家屋がどれくらいあるかというところまでは把握しきれていないのですが、現状としては133件の空き家という形です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 分かりました。意外に多いなということで、令和6年度が18件の予定で予算を立てられていると思いますので、133件あるのですね。中身、その危険なところについては、どこかでやはり調査をされると考えてもよろしいでしょうか。

○ 議長 大釜 登 総務課長。

○ 総務課長 加藤 弘光 この133件については、先ほど申し上げたように空き家ということで確認をしておりますので、どのような形で危険家屋かどうかというところまでは私どもとしてはまだ判断し切れていないという状況です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 現状は分かりました。続きまして、95ページなのですが、人づくり振興事業のところで324万円の減額ということで、予算が1,327万円に対して324万円ということで、新入生が増えるということで、令和5年に比べて200万円近く増額になった予算の中で300万円減っているということなのですが、これ先ほど実績が減っているというふうに減額しましたという説明なのですが、その実績の内容について教えていただければと思います。

○ 議長 大釜 登 教育次長。

○ 教育次長 上葛 隆治 月形高校の支援ということで、人づくり振興事業から支援してございます。今ほど我妻議員がおっしゃったとおり、当初予算1,327万円ということで、今回324万3,000円の減となっております。実際の内訳ですけれども、月形中学校から高校に進学する生徒の入学奨励金が160万円を予定していましたけれども、100万円ということで60万円の減となります。それから、進学奨励として、高校生が大学に進学したときの奨励金が200万円から100万円、100万円減となります。それから、

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

海外派遣としまして、月形高校の海外派遣が150万円から100万円、50万円減ということで、こちらの方が主な内容となっております。以上です。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 ありがとうございます。内容は分かりました。令和5年度が補正で当初よりも増えていて、令和6年度が人数が増えるからといって当初も増えたのですけど、減ったのでお伺いしました。了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 皆さん、いろいろ聞いてくれたので、1点だけ確認の意味で、過疎債の扱い方を少し確認したいのですが、温泉の整備が完了し、今回過疎債として補正をかけて7億5,000万円、工事費が10億を超えるものに対して、どのようにこの7億を組み込むのか、単純に過疎債であれば3対7という解釈をしているのですが、何か特別な手法があるのかどうか。交付税措置があることは確かですが、交付税措置があるのであれば、3割の借金だけで済むのではないかと思います。工事費に対して約71%を計上しているため、その仕組みについて教えてください。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。 （午前11時15分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 （午前11時22分再開）

- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 8ページの継続費の部分について、こちらの金額については、工事にかかる部分の費用が計上されております。また、10ページの地方債の補正の部分の保養センターの限度額、こちらについては工事にかかる以外のものについても附帯の工事部分で、その部分も入るものですから、金額的にはこのような形で継続費の方で計上している金額と、補正の限度額の部分が少し金額的には合わないというような状況が出てまいります。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 せっかく調べていただいたなら、もしその工事以外にも他の工事が含まれているのであれば、それがどの程度のもので、量がどのようになるのか、それに対して、この温泉自体の工事費がどの程度正確に把握されているのかを確認したいと思います。なぜ今これを聞いているのかというと、まだ議決はしていないけども、新年度予算で源泉棟に対して1億1,000万円の借金を作る予定だからです。正直言って、不安になっているのは、現

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

在提供されている資料では、この工事の総合振興計画に記載されている経常収支比率が、私の勉強不足かもしれませんが、70が理想的であるはずですが。それが現在、私たちのところは令和4年で85です。これが今年、令和5年、令和6年と合算すれば、おそらく90を超えたいと思います。そうなると、窮屈な経営をしなければならないことになると思います。それで少し不安になってきたのです。そこで、これがどのようなからくりになるのか知りたかったのです。もし可能であれば、他の工事も含まれているのであれば、せつかくの機会ですので、詳細を书面化していただき、待ちますので紙で出していただければ助かります。無理でしょうか。

- 議長 大釜 登 出せますか。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 議員のお話のあったその他の附帯工事等についても、ここに記載はありますが、書面という形で書類提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 分かりました。きちんとやはり紙にしてもらった方が、皆さんもやはり認識していないと少し困るので、それをぜひお願いしたいと思います。終わります。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに
決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第6号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）

- 議長 大釜 登 日程6番 議案第6号 令和6年度月形町国民健康保
険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書の109ページをお開きください。
ただいま、議題となりました議案第6号 令和6年度月形町国民健康保険事

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,806万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,087万8,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、110ページから111ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。本補正予算につきましては、年度末にあたり事務事業費の確定や執行見込み額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いまして、主に予算の整理であります。

それでは、事項別に主なものについて、ご説明を申し上げます。126ページをお開きください。最初に歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額17万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2項 徴税費 1目 賦課徴収費、補正額4万2,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3項 運営協議会費 1目 運営協議会費、補正額8万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。128ページでございます。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 療養給付費、補正額2,667万8,000円の減額、説明欄のとおりでございますけども、医療費につきまして見込みよりも大幅に下回ったものによる減額でございます。3目 審査支払手数料、補正額8万6,000円の減額、説明欄のとおりでございます。

次に130ページをお開きください。3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、補正額0円財源振替でございます。

続きまして、2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、財源振替でございます。3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、財源振替でございます。132ページをお開きください。5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 1目 特定健康診査等事業費、補正額159万6,000円の減額でございます。説明欄でございますが、特定健康診査受診率向上支援等共同事業の通院者対策事業量の減によるものが主な内容となっております。

続きまして、2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費、補正額5万円の減、説明欄記載のとおりでございます。134ページをお開きください。7款 諸支出金 1項 諸費 2目 過年度返納金、補正額22万6,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3目 直営診療施設勘定繰出金、補正額41万5,000円の増額、説明欄のとおりでございます。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

続きまして、118ページをお開きください。歳入でございます。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税、補正額259万円の減額、当初予算の保険税よりも見込みが下回ったものによるものでございます。

次に、120ページをお開きください。4款 道支出金 1項 道補助金 1目 保険給付費等交付金、補正額2,634万9,000円の減額でございます。先ほどの歳出の保険給付費、療養給付費の減額によるものでございます。

次に、122ページをお開きください。6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額284万6,000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございます。2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額377万8,000円の減額、当初6月の補正予算の見込みを下回ったものによるものでございます。124ページをお開きください。7款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額180万3,000円の増額、令和5年度の繰越金の全額をこれで計上することになってございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 1点だけなのですが、133ページ、教えていただきたいのですが、特定健康診査受診率向上支援等共同事業で、説明によりますと通院者対策の事業費が減ということですが、確か月形と連合会とどこかの三者で受診のおすすめ、通院のおすすめみたいなことをしたり、重症化を予防するという事業だと思うのですが、通院者の方が減ったということなのですが、その目標に対して減ったのは、人口減や対象者減というか、その他の理由があるのであれば、どうしてこれが減ったのかということを教えていただければと思います。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 村瀬 潤一 ただいまの特定健康診査受診率向上支援等共同事業ですけども、こちらについては連合会と国保連合会との共同事業でありまして、対象者に対する電話勧奨や相談などを行っているところですけども、このうち電話勧奨、それから重症化予防事業について実施していなかったということで減となっております。実施しなかった理由としましては、国の財源が見込めなくなったということで今回見送っております。なお、受診率につきましては、若干減っている傾向にございます。450人から500人弱の受診ということで、減っているところです。新年度においても、これらのことについて、対策を検討しているところでございます。以上です。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 ありがとうございます。国の財源がなくなったということで理解しました。受診率が減っていることにつきましては、人数が減っている単純な理由として、対象者が減っていると考えてよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 村瀬 潤一 対象者も減っているところでありますが、受診される件数というか、本来受診されるべき方が受診していないというところもございます。以上です。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時37分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 1時30分再開）

- 議長 大釜 登 午前中に金子議員からの質問に対する答弁が保留になっておりますので、説明を求めます。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 今ほどお配りいたしました表についてなのですが、こちらは令和5年と令和6年の保養センター等の改修事業の一覧となっております。右側一番右の欄の継続費、こちらの金額と議案書の8ページの継続費補正という欄の金額が同じ金額となります。それで、令和6年につきましては、①から⑥まで、こちらが起債の対象事業ということで、⑥については起債の対象となっておりますけれども、①から⑤までの事業については起債の対象ということで、こちらの下にR6借入額という形で書いておりますけれども、7億5,130万円が10ページの下段の地方債の限度額と合うような形となっております。また、対象外の経費につきましては、令和6年については1,941万4,000円という内訳となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 そうすると、この起債はすべて過疎債と解釈してもよ

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

ろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 そのとおりです。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 少し確認したいのですが、さっき質問したときにも言っていますが、この7億5,130万円の起債について、補正後の扱いは、私の理解では、総元の3割が町で持ち、あとは国の交付税措置がされると解釈しています。ただ、その計算をすると、少し数字が違うような気がします。この過疎債が毎年確実に来ることはわかっていますが、それがどのようにうちの町に反映されるのか、教えてください。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 加藤 弘光 起債の対象経費となる部分につきましては、例えば備品購入等に係るものになりますと、1品20万円以下のものなどについては、この起債の対象から外れる形になります。また、施設等についても、施設を一体化していないような部分については、起債の対象外ということで外れる形になります。事業費の、先ほどもお話があった7割については交付税措置されますが、3割については町の負担という形になります。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 それはわかります。だから今、予算を立てる中で地方債を組んでいるわけですが、この地方債が、そのまま借金になるという話ではないですね。私が確認したいのは、全額が借金ということであれば、それは少しおかしいのではないかとということです。うちの実際の負担は3割ですね。私としては、単純にその3割分が借入になるなら、特に疑問には思わないのですが、そうではないようですので。今回、7億5千万円を地方債として計上していますが、この金額がどのような形で地方交付税として算入されるのか、そこははっきり分らないのです。年度の中で最終的に精算されるような形になるのか、その仕組みをもう一度しっかりと認識しておきたくて、今回改めてお聞きしています。過疎債の場合、7割が地方交付税措置の対象になるなら、残りの3割だけをうちが負担、つまり借金すればよいという単純な考え方になると思うのです。でも、今回の数字を見ると、どうもそう単純ではないように見えますので、そこをわかりやすく教えてください。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 先ほど、総務課長の方から説明をしたとおりでございますけども、地方債の補正の7億5,130万円、これが先ほど総務課長から説明があったとおり、過疎債というような借り入れの金額になります。毎年の償還額に対して、償還額の7割相当分、これが交付税で措置され、残

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

りの3割は町の一般財源で対応していくということになります。先ほど8ページの継続費の補正ですね。この10億5,844万4,000円が全体事業費の見込みでございまして、先ほどお配りさせていただきました資料の中で、令和5年度と6年度の事業内容の内訳を示させていただいたところでございますけども、この全体事業費のうちの7億5,130万円を借り入れしますので、この7億5,130万円のうちの7割は交付税措置されるというような見込みをしております。残りの3割は町の一般財源の持ち出しという形で考えてございます。以上です。

- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 少し確認したいのですが、今7億5,130万がベースで、その7割が交付税措置されて、3割は町で出しているということになりますよね。そうすると、この総額で11億6,400万かかっているのですが、そのあとの差額というのは単費で処理しているということで理解してよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議員のおっしゃるとおりでございますし、全額単費なのでございますけども、基金の取り崩しをしまして、一部基金の取り崩しを財源に充てるということで考えてございます。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 金子 廣司 分かりました。

◎ 日程7番 議案第7号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 議長 大釜 登 日程7番 議案第7号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案137ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第7号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。第1条でございますが、補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,560万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,825万円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は138ページから139ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。今回の補正予算につきましては、年度末にあたり、事務事業費の確定や執行見込みの精査並

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算整理でございます。

それでは、事項別に主なものについて、ご説明をいたします。156ページをお開きください。最初に歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費、補正額186万6,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。2項 介護認定審査会費 1目 介護認定審査会費、補正額4万1,000円の減額、続きまして、2目 認定調査等費、補正額21万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。3項 計画策定費 1目 計画策定費、補正額8万2,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。158ページをお開きください。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費、補正額547万2,000円の減額、説明欄記載のとおりでございますが、利用者の減による減額でございます。

続きまして、2目 施設介護サービス給付費、補正額2,640万円の減額。これにつきましても、施設介護サービスの利用者の減が主な理由でございます。

続きまして、2項 介護予防サービス等諸費 1目 介護予防サービス給付費、補正額182万円の減額、同じく、介護予防サービス等の利用者給付費の減でございます。

次に、160ページをお開きください。4目 介護予防サービス計画給付費、補正額14万3,000円の減額。

続きまして、4項 高額介護サービス等費 1目 高額介護（予防）サービス費、補正額88万7,000円の減額。

続きまして、5項 高額医療合算介護サービス等費 1目 高額医療合算介護（予防）サービス費、補正額91万6,000円の減額でございます。162ページをお開きください。6項 特定入所者介護サービス等費 1目 特定入所者介護（予防）サービス費、補正額29万6,000円の減額でございます。164ページをご覧ください。3款 地域支援事業費 1項 介護予防事業費 1目 介護予防事業費、補正額31万3,000円の減、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2項 包括的支援事業・任意事業費 1目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、補正額3万2,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。2目 総合相談事業費、補正額5万2,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。166ページをお開きください。3目 任意事業費、補正額64万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。4目 生活支援体制整備事業、補正額1万円の減額、説明欄記載のとおりでございます。5目 認知症総合支援事業費、補正額2万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、3項 介護予防・生活支援サービス事業費 1目 介護予防・

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

生活支援サービス事業費、説明欄記載のとおりでございまして、介護予防生活支援サービスの利用者が大きく減ったものでございます。170ページをご覧ください。4款 基金積立金 1項 基金積立金 1目 介護給付費準備基金積立金、補正額1,612万6,000円の増額で、説明欄記載のとおりでございまして、会計余剰分の積立金でございます。

続きまして、146ページをお開きください。歳入でございます。4款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 介護給付費負担金、補正額59万7,000円の減額でございます。2項 国庫補助金 1目 調整交付金から6目事業費交付金まで、議案書記載のとおりでございます。148ページをご覧ください。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金、補正額1,236万7,000円の減額でございます。歳出の介護給付費の補正によりまして、こちらも減額となっております。2目 地域支援事業支援交付金、補正額39万4,000円の減額でございます。150ページをご覧ください。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金、補正額107万9,000円の減額、歳出の介護給付費の補正によるものでございます。

続きまして、2項 道補助金 1目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）及び2目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）につきましては、議案書記載のとおりでございます。152ページをご覧ください。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金、補正額450万6,000円の減額でございます。これも歳出の介護給付費の補正によるものでございます。2目 その他一般会計繰入金、3目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、4目 低所得者介護保険料軽減繰入金、5目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援事業）につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、2項 基金繰入金 1目 介護給付費準備基金繰入金、補正額704万9,000円の減額でございます。会計の全体の財源状況によりまして、基金繰入金は全額減額をさせていただくものでございます。

次に154ページをご覧ください。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額113万1,000円の増額です。令和5年度の繰越金は、この113万1,000円で全額の計上でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 全体的な傾向としての部分なのですが、きっと利用者

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

の減少が減額の補正の理由になっているということで、予算立ても含めて大変な事業であると思うのですが、その中に隠れてしまっている部分があるのかどうかというのが、本来減少していくもので減少したのか、それとも何か違う理由があるのかというのは、私たちの方でも議員の方でも見にくくなっているけれども、見ていかななくてはいけないと思います。少し全体的な部分で、そういう感じはしたのですが、167ページ、これは予算のときにも質問させていただいた件なのですが、この部分で少しお聞きしたいのが家族介護応援手当の部分で、3月の予算のときには4人で月あたり2万円ということで24万円掛ける4で96万円の予算立てがあったと思うのですが、今回64万円の減額ということで、使われたのが32万円ということで、これの実施状況を教えていただければと思います。

- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 家族介護応援手当の部分でございますが、予算のときには利用していらっしゃる方が2名おられて、新規の方を2名見込んでの予算額でございました。実績といたしまして、お二人の利用者がいたのですが、お一人、途中で入院されたことによりまして、対象から外れたという状況でございます。介護度が要介護3以上の方で、自宅で介護している方に給付されるものですので、年度の途中で対象になる方がいらっしゃらなかったということで、現在利用者が1名となっており、減額となったものです。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 分かりました。2名いた人のうち1名が途中ということで1名半ぐらいの実績になったということで、新たに2名はいなかったということなのかもしれませんが、その予算のときも少し聞かせていただいたのですが、きっと大変な部分ではあると思うのですが、このケアラーの状況というのは、今年度調査されたりアンケートされたりというのはあるのでしょうか。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 介護されているご家族等については大変な状況だと認識はしておりますが、特に調査等は行っておりません。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 そうですね。ケアラーの要介護3以上ということではあるのですが、ケアラーは結構多様化してまして、要介護ばかりではなくて、何と言いますかね、精神疾患も含めたり、ひきこもりを含めたり、いろいろな部分でケアラーという部分で、きっと潜在的にはあると思うのです。その部分につきましては、3月の時も言わせていただいたのですが、ぜひ一度調べていただけるとよいかなと思っております。以上です。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 我妻 耕 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第8号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程8番 議案第8号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書173ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第8号 令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ477万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,815万9,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、174ページから175ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。今回の補正予算につきましては、年度末にあたり、事務事業費の確定や執行見込み額の精査並びに歳入調定額等の精査を行いましての、主に予算整理でございます。

それでは、事項別に主なものについて、ご説明をいたします。188ページをお開きください。歳出でございます。2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1項 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額477万1,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、182ページをお開きください。歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料、補正額329万7,000円の減額でございます。2目 普通徴収保険料、補正額80万1,000円の増額でございます。

次に、184ページをご覧ください。2款 繰入金 1項 他会計繰入金

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

1目 一般会計繰入金、補正額245万6,000円の減額でございます。

続きまして、186ページでございます。3款 繰越金 1項 繰越金

1目 繰越金、補正額18万1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに
決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第9号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補
正予算（第4号）

○ 議長 大釜 登 日程9番 議案第9号 令和6年度国民健康保険月形
町立病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書の191ページをお開きください。
議案第9号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4
号）について、ご説明を申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出
の予定額の補正であります。収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医
業収益、4,844万4,000円減額、2項 医業外収益、492万7,0
00円増額、計4,351万7,000円減額し、病院事業収益の総額を6億
4,279万9,000円とするものであります。支出の部では、1款 病院
事業費用 1項 医業費用、4,364万3,000円減額、2項 医業外費
用12万6,000円増額、計4,351万7,000円減額し、病院事業費
用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億4,279万9,000円とする
ものであります。

補正予算第3条は資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入の
部では、1款 資本的収入 2項 繰入金、3万円減額、3項 企業債980
万円減額、計983万円の減額で、資本的収入の総額を1億443万4,00
0円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改
良費、1,726万6,000円減額し、資本的支出の総額を1億1,694

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

万円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,994万2,000円を1,250万6,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金につきましても同様に改めるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末にあたり、事務事業費の確定や執行見込み額の精査並びに収益等の見込み額の精査を行って、主に予算の整理をするものであります。

それでは、事項別に説明をいたします。206ページをお開きください。収益的支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、説明欄でございますが、給料の減額が466万7,000円、主に事務職員の給料といたしまして、職員の育児休業等による減額でございます。

次に、2節の手当でございますが、扶養手当が105万3,000円の減額、時間外勤務手当が626万4,000円の減額が主な内容となっております。3節でございますが、報酬であります。会計年度任用職員、看護補助者が554万6,000円の減額、会計年度任用職員、事務員が148万3,000円の減額、会計年度任用職員短期・短時間勤務の職員でございますが、105万7,000円の減額でございます。

次に、208ページをお開きください。2目の材料費でございます。材料費の中の薬品費が415万8,000円の減額、それから診療材料費276万4,000円の減額が主な要因となっております。

続きまして、3目 経費、一番下の手数料でございますけども、看護師人材派遣手数料、それから看護師紹介手数料、123万8,000円の減額が主な内容となっております。

次に、211ページの委託料のところでございますけども、委託料の中段、検査業務、692万6,000円の減額となっております。

次に、210ページの4目 減価償却費、補正予定額29万1,000円の減額でございます。5目 資産減耗費102万4,000円の増額でございます。

続きまして、6目 研究研修費、80万円の減額でございます。

212ページをご覧ください。2項 医業外費用 2目 患者外給食費、補正予定額12万6,000円の増額、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、204ページをご覧ください。収益的収入でございます。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益、補正の予定額でございますが、3,193万7,000円の減額でございます。2目 外来収益、補正予定額1,699万4,000円の減額でございます。4目 その他医業収益、48万7,000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、2項 医業外収益 1目 他会計負担金、補正予定額92万7,

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございます。2目 患者外給食収益、補正予定額15万9,000円の増額でございます。説明欄記載のとおりでございます。3目 長期前受金戻入、補正予定額384万1,000円の増額でございます。

続きまして、216ページをお開きください。資本的支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費、補正予定額1,726万6,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、医療用画像管理システム、これが957万円の減額、その他医療機器の購入に係る執行残によるものでございます。これが1,579万円の減額ということで主な要因となっております。

続きまして、214ページをお開きください。資本的収入でございます。1款 資本的収入 2項 繰入金 1目 繰入金、補正予定額3万円の減額でございます。3項 企業債 1目 企業債、補正予定額980万円の減額でございます。先ほどの支出に関連いたしまして医療機器の執行額の減によるものでございます。

続きまして、192ページに戻っていただきまして、補正予算第4条 債務負担行為の補正でございます。債務負担行為をすることができる事項として1件の業務を定めるものであります。

次に、補正予算第5条 企業債の補正であります。主に医療用画像管理システム整備事業等医療機器整備事業の限度額を変更するものであります。

次に、補正予算第6条 議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費を2,297万2,000円減額し、4億1,653万円に改めるものであります。

次に、補正予算第7条 たな卸資産購入限度額であります。1,120万7,000円減額し、4,755万8,000円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 207ページの時間外勤務手当626万4,000円の減額について、説明をお願いします。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 時間外勤務手当の減額でございますが、主に看護師の時間外手当が減っております。こちらにつきましては、前年度までは新型コロナウイルスの対応というものが、決められたかなり多くの作業をしなければいけませんでした。今年度に入ってから5類ということになって

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

ございますので、その分が概ね時間の減少になったのかなと考えてございます。また、春から夏にかけて利用率が少し下がった時期もございましたので、こちら作業が減ったものと考えてございます。以上です。

- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 東出 善幸 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに
決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第10号 令和6年度月形町農業集落排水事業会計補正 予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程10番 議案第10号 令和6年度月形町農業集
落排水事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書223ページをお開きください。議
案第10号 令和6年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）につ
いて、ご説明を申し上げます。補正予算第2条 業務の予定量の補正でありま
すが、（4）主な建設改良事業、管渠建設改良費の補正予定量を54万5,0
00円減額で91万8,000円とし、処理場建設改良費を4,404万1,
000円増額で、総額1億4,151万4,000円とするものであります。
補正予算第3条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の
部では、1款 下水道事業収益 1項 営業収益、5,000円増額、2項
営業外収益53万3,000円増額、下水道事業収益総額を1億1,988万
9,000円とするものであります。支出の部では、1款 下水道事業費用
1項 営業費用、137万1,000円増額、2項 営業外費用、14万5,
000円減額、3項 特別損失、14万9,000円減額、下水道事業費用の
総額を1億1,933万3,000円とするものであります。
補正予算第4条 資本的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部
では、1款 資本的収入 1項 企業債、2,190万円増額、2項 他会計
補助金、127万6,000円減額、3項 補助金、2,178万円増額、資

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

本格的収入の総額を1億4,753万8,000円とするものであります。支出の部では、1款 資本的支出 1項 建設改良費、4,349万6,000円増額し、資本的支出の総額を1億7,448万9,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,585万9,000円を2,695万1,000円に、消費税資本的収支調整額401万7,000円を404万2,000円とし、損益勘定留保資金2,160万3,000円を2,259万1,000円に、引継金23万9,000円を31万8,000円に改めるものであります。

今回の補正予算につきましては、年度末にあたり、事務事業費の確定や執行見込み額の精査並びに収益等の見込み額の精査を行って、主に予算の整理をするものであります。月形地区終末処理場の機能強化事業については、増額補正をするものでございます。

それでは、事項別に説明を申し上げます。238ページをお開きください。最初に収益的支出でございまして、1款 下水道事業費用 1項 営業費用 1目 管渠費、補正予定額56万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございまして、2目 処理場費、補正予定額81万7,000円の減額、説明欄記載のとおりでございまして、3目 総係費、補正予定額6万6,000円の減額、説明欄記載のとおりでございまして、4目 減価償却費、補正予定額281万5,000円の増額でございまして、令和5年度の災害復旧工事分の減価償却分を精査しての増額分でございまして、5目 資産減耗費、補正予定額6,000円の増額でございまして、

続きまして、2項 営業外費用 1目 支払利息及び企業債取扱諸費、補正予定額14万5,000円の減額でございまして、説明欄記載のとおりでございまして、

続きまして、3項 特別損失 1目 その他特別損失、補正予定額14万9,000円の減額で、説明欄記載のとおりでございまして、

続きまして、236ページをご覧ください。収益的収入でございまして、1款 下水道事業収益 1項 営業収益 1目 下水道使用料、補正予定額15万円の増額でございまして、2目 その他営業収益、補正予定額14万5,000円の減額でございまして、

続きまして、2項 営業外収益 1目 他会計補助金、補正予定額507万4,000円の減額で、説明欄記載のとおりでございまして、2目 長期前受金戻入、補正予定額208万4,000円の増額でございまして、

続きまして、3目 消費税及び地方消費税還付金、補正予定額352万3,000円の増額でございまして、これにつきましては、令和6年度の工事等の還付が主な内容となっております。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

次に、242ページをお開きください。資本的支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 管渠建設改良費、補正予定額54万5,000円の減額で、説明欄記載のとおりでございます。2目 処理場建設改良費、補正予定額4,404万1,000円の増額でございます。主な増額の内容につきましては、工事請負費の処理施設電気設備・機械設備工事4,500万円でございますが、ただいま、令和6年度より月形地区処理場の機能強化事業、主に電気設備の工事を3年間で実施をしてございます。この機能強化事業の事業費として国の補正予算があったことによりまして、増額補正をするものでございます。この費用については、繰越を令和7年度にする予定でございます。

続きまして、240ページをお開きください。資本的収入でございます。1款 資本的収入 1項 企業債 1目 企業債、補正予定額2,190万円、先ほど資本的支出で説明をいたしました処理場建設費の企業債の増額分でございます。2項 他会計補助金 1目 他会計補助金、補正予定額127万6,000円の減額、説明欄記載のとおりでございます。3項 補助金 1目 補助金、補正予定額2,178万円の増額、先ほどの増額補正に関わる補助金の増額でございます。

続きまして、224ページに戻っていただきまして、補正予算第5条 特例的収入及び支出で、未収金及び未払金の金額をそれぞれ319万8,000円及び295万9,000円から310万5,000円及び278万7,000円に改めるものであります。

次に、補正予算第6条 債務負担行為の補正です。債務負担行為をすることができる事項としての業務を定めるものであります。

次に、補正予算第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

次に、補正予算第7条 企業債の補正で、下水道整備事業に係る処理場建設改良費の増額補正に伴う限度額を変更するものであります。

次に、補正予算第8条 他会計からの補助金を3,912万6,000円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにしたいと

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程11番 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 藤原 栄一 それでは、議案書245ページをお開きください。

ただいま、議題となりました議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。議案第11号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁固を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどが内容とされる改正規定が刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により令和7年6月1日より施行されることから、本町の関係する条例等の改正を行うものであります。この条例は、令和7年6月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにしたいと
思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第12号 情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成の基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

- 議長 大釜 登 日程12番 議案第12号 情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成の基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書249ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第12号 情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。令和6年6月7日に公布されました情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第2条第8項において、新たにカード代替電磁的記録の定義が規定されることから、本町の関係条例で引用する条項にずれが生じるため、番号利用法第2条各号を引用する本町条例の規定について、番号利用法の改正に合わせ、引用条項を改めるものであります。この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程13番 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

- 議長 大釜 登 副町長。
 - 副町長 藤原 栄一 議案書251ページをご覧ください。ただいま、議題となりました議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例及び規則を改正するもので、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、引用条項を整理するものであります。この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 - 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程14番 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 大釜 登 日程14番 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。
 - 議長 大釜 登 副町長。
 - 副町長 藤原 栄一 議案書253ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第14号 職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例及び規則を改正するもので、育児を行う職員が正規の勤務時間以外の時間に勤務しないことを請求できる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学前の始期に達するまでの子のある職員に拡充するものであります。また、介護休暇について配偶者が介護を必要とする状況に至った職員が申し出たときは、申し出に係る措置等を講じることを規定し、また、同様に40歳に達した職員に

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

対しても同内容を知らせることを規定するもので、併せて勤務環境の整備についても規定するものであります。この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第16号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程15番 議案第16号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書287ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第16号 月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。町立病院における新たな需要、とりわけ受託事業等にも対応するための医療従事者の充実を図るため、定数の改正を行うものであります。また、昨今の社会情勢の変化により消防行政への需要が多岐にわたることや、職員の働き方などの変化もありまして、将来的に安定し、持続可能な消防行政を維持していくための消防職員の確保と職場環境の整備を進めていくことを目的として、また、職員の派遣先である岩見沢地区消防事務組合の職員定数の改正が予定されていることに伴いまして、本町からの派遣職員数についても改正を行うものであります。この条例は、令和7年4月1日施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり可決することにしたいと
思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに
決定いたしました。

- ◎ 日程16番 議案第19号 旧月形町職員退職手当支給条例を廃止する条
例の制定について
- 議長 大釜 登 日程16番 議案第19号 旧月形町職員退職手当支
給条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書293ページをお開きください。ただいま、議
題となりました議案第19号 旧月形町職員退職手当支給条例を廃止する条
例の制定について、ご説明を申し上げます。本条例におきましては、昭和31
年9月27日以降改正がされていないこと、現在は、北海道市町村職員退職手
当組合から退職手当が支給されており、当該条例の適用はないこと。また、当
該条例の対象となる職員が在職していないことから、当該条例を廃止するも
のであります。この条例は、令和7年4月1日施行するものであります。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり可決することにしたいと
思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに
決定いたしました。

- ◎ 日程17番 議案第20号 月形町第5次総合振興計画の策定について
- 議長 大釜 登 日程17番 議案第20号 月形町第5次総合振興計
画の策定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書295ページをお開きください。ただいま、議

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

題となりました議案第20号 月形町第5次総合振興計画の策定について、ご説明を申し上げます。月形町第5次総合振興計画基本構想の策定について、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。本計画では、みんなで創る未来 とともに歩むまちづくりを将来像に基幹産業であります農業の振興と農村環境の保全、快適で安全・安心な住環境の整備、デジタル社会の推進、SDGsの推進等、多くの課題に取り組んでいくものとし、まちづくりの柱として、1. とともに支え合う健やかなまちづくり、2. 活力とにぎわいのあるまちづくり、3. 快適で安全・安心なまちづくり、4. 人が輝き文化を育むまちづくり、5. 未来の暮らしを支えるまちづくり、6. とともに生き、ともに歩むまちづくりの6つの柱を目標に、今後10年間の計画とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程18番 議案第21号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について

- 議長 大釜 登 日程18番 議案第21号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 議案書297ページをお開きください。ただいま、議題となりました議案第21号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。この協定は、定住自立圏構想推進要綱第4に規定する中心市宣言を公表した岩見沢市と当該中心市宣言に賛同した圏域市町が相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とするものであります。定住自立圏の形成に関する協定の内容につきましては、生

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

活機能の強化に係る政策分野、医療、福祉、教育などの8つの項目、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野として、地域公共交通、道路等の交通インフラの整備など6つの項目、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野としての人材育成、外部からの行政及び民間人材の活用など6つの項目について協定を結び、規定する政策分野の取り組みにおいて相互に役割を分担し、連携を図るものとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時35分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時50分再開）

◎ 日程19番 令和7年度町政執行方針、日程20番 令和7年度教育行政執行方針

○ 議長 大釜 登 日程19番 令和7年度町政執行方針、日程20番 令和7年度教育行政執行方針を一括議題といたします。

○ 議長 大釜 登 最初に、令和7年度町政執行方針の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 町政執行方針を朗読説明する。

○ 議長 大釜 登 続いて、令和7年度教育行政執行方針の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 教育長。

○ 教育長 兼平 晃成 教育行政執行方針を朗読説明する。

○ 議長 大釜 登 以上で執行方針の説明を終わります。

◎ 日程21番 議案第15号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

条例の制定について、日程22番 議案第17号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程23番 議案第18号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程24番 議案第22号 令和7年度月形町一般会計予算、日程25番 議案第23号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程26番 議案第24号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程27番 議案第25号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程28番 議案第26号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、日程29番 議案第27号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計予算

- 議長 大釜 登 日程21番 議案第15号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程22番 議案第17号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程23番 議案第18号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程24番 議案第22号 令和7年度月形町一般会計予算、日程25番 議案第23号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程26番 議案第24号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程27番 議案第25号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程28番 議案第26号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、日程29番 議案第27号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計予算、以上、9議案につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 藤原 栄一 ただいま、議題となりました議案につきまして、ご説明を申し上げます。議案第22号 令和7年度月形町一般会計予算、議案第23号 令和7年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号 令和7年度月形町介護保険事業特別会計予算、議案第25号 令和7年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 令和7年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、議案第27号 令和7年度月形町農業集落排水事業会計予算につきましては、町政執行方針でその対応を申し上げておりますが、一般会計、3特別会計、2事業会計、合わせて6会計につきまして、ご提案をさせていただきます。また、予算に関連します議案第15号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を

令和7年第1回月形町議会定例会 1日目（3月4日）

改正する条例の制定についての3議案につきましても、併せてご提案させていただくものでありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 説明が終わりました。お諮りいたします。ただいま、上程されました令和7年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、令和7年度各会計予算の関連議案として、議案第15号、議案第17号及び議案第18号の3議案、令和7年度各会計予算として、議案第22号から議案第27号までの6議案、合わせて9議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 お諮りいたします。3月5日から3月12日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月14日から、令和7年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、3月5日から3月12日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月14日から、令和7年度の各会計予算の審議のため、予算特別委員会が終了するまで、休会することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 3時50分休憩）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 4時00分再開）

- 議長 大釜 登 この際、報告いたします。先ほど設置しました予算特別委員会の委員長に金子廣司議員、副委員長に若井昭二議員が互選されましたので報告いたします。

- 議長 大釜 登 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、3月13日の本会議は、午前10時00分から再開し、一般質問を行います。

（午後 4時01分散会）